

# 町職員の人数や給与、勤務条件などを紹介します。

## － 人事行政の運営状況の公表 －

町職員の給与は、その職務の内容に応じた給料と、扶養手当や通勤手当などの諸手当で構成されており、給料や諸手当の内容は、国やほかの地方公共団体の職員の給与などを考慮し、町議会の議決を経た「置戸町職員の給与に関する条例」で定められています。

### 採用・退職と職員数

採用 ～令和元年度に向けた職員の採用については、表1のとおり3人採用しました。

退職 ～平成30年度の退職者は2人で、内訳は表2のようになっています。

職員数 ～部門別職員数の状況、前年からの増減状況は表3のとおりです。

なお、北見地区消防組合への出向職員（1名）が一般職に配置替えになっております。

表1 職員の採用状況（令和元年度）

採用区分	職種	人数
採用	事務職	3人
計		3人

※平成30年4月2日～平成31年4月1日までの新規採用職員

表2 職員の退職等の状況（平成30年度）

区分	人数	前年度人数
定年・早期	2人	2人
自己都合	0人	2人
計	2人	4人

表3 部門別職員数の状況と主な増減理由

各年4月1日現在

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		31年	30年		
一般行政部門	議会	2人	2人	－	
	総務企画	21人	19人	2人	退職者等の配置替等による増
	税務	4人	3人	1人	
	民生	13人	12人	1人	正規職員配置による増
	衛生	7人	7人	－	
	農林水産	7人	8人	△1人	一部事務減に伴う減
	商工	2人	2人	－	
	土木	4人	4人	－	
	小計	60人	57人	3人	
特別行政部門	教育	12人	13人	△1人	欠員分を臨時職員で配置のため減
	警察	－	－	－	
	小計	12人	13人	△1人	
普通会計		72人	70人	2人	
企業等会計部門	水道	1人	1人	－	
	下水道	1人	1人	－	
	その他	1人	1人	－	
	小計	3人	3人	－	
合計		75人	73人	2人	

※専従派遣職員含む

## 人事評価の状況

平成28年4月から全ての職員に対して、人事評価制度を導入し取り組んでいます。評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みは、置戸町職員の人事評価実施規程に定められています。「能力評価」「業績評価」の両面から評価をし、人事管理の基礎としています。

## 職員の給与①

給料は、民間でいう基本給に相当するもので、職務と責任の度合いに応じて定められています。

人件費とは、職員に支給する給料のほか、退職手当や共済費の事業主負担分及び町議会議員や各種委員、臨時職員の給料、報酬などを含む広い範囲の費用をいい平成30年度の人件費は表4のとおりです。

また、人件費のうち毎月支給される給料、諸手当に加えて民間企業の賞与にあたる期末勤勉手当をあわせた職員給与費は表5のとおりです。なお、職員手当は退職手当を除いた額です。

表4 人件費の状況（平成30年度一般会計決算）

住民基本台帳人口 (31.3.31現在)	2,872人
歳出額	45億1,484万7千円
実質収支	1億5,083万3千円
人件費	6億1,133万2千円
人件費率	13.5%
29年度の人件費率	14.7%

表5 給与費の状況（令和元年度一般会計予算）

職員数	72人
給料	2億4,888万0千円
職員手当	4,818万2千円
期末勤勉手当	1億0,218万0千円
計	3億9,924万2千円
1人当たり	562万3千円

※一人当たりの額は、専従退職者を除いた人数で算出

## 職員の給与②

職員の給料月額、平均給料月額、平均給与月額、平均年齢は表6、初任給、経験年数別、学歴別給料月額は表7のとおりです。

表6 平均給料月額、平均給与月額、平均年齢の状況（一般行政職）

平成31年4月1日現在

平均給料月額	286,873円	平均給与月額	310,624円	平均年齢	37.0歳
--------	----------	--------	----------	------	-------

表7 初任給、経験年数別、学歴別給料月額の状況（一般行政職）

平成31年4月1日現在

区分	初任給		経験年数区分別平均給料月額			
	置戸町	国	10～14年	15～19年	20～24年	25～29年
大学卒	180,700円	180,700円	290,195円	342,798円	365,367円	388,558円
短大卒	161,300円	161,300円	262,300円	285,500円	348,970円	389,940円
高校卒	148,600円	148,600円	232,200円	295,365円	334,068円	353,468円

平成30年度より、4級職以上の職員の基本給を3%削減しています。

## 各種手当①

民間企業の賞与に相当する期末・勤勉手当は、6月と12月に支給しています。今年度の状況は表8のとおりです。

退職手当は、退職の理由と勤続年数に応じて置戸町が加入している北海道市町村職員退職手当組合が定めた率により支給しています。今年度の支給率は表9のとおりです。扶養手当や通勤手当など一定の要件を満たすことによって支給される手当は表10のとおりです。

平成17年度より、課長職の管理職手当を削減しています。

表8 期末勤勉手当の状況

平成31年4月1日現在

区 分		期末手当	勤勉手当	計
置戸町	6月期	1.30ヶ月	0.925ヶ月	2.225ヶ月
	12月期	1.30ヶ月	0.925ヶ月	2.225ヶ月
	計	2.600ヶ月	1.850ヶ月	4.450ヶ月
国	6月期	1.30ヶ月	0.925ヶ月	2.225ヶ月
	12月期	1.30ヶ月	0.925ヶ月	2.225ヶ月
	計	2.600ヶ月	1.850ヶ月	4.450ヶ月

表9 退職手当の状況

平成31年4月1日現在

区 分	置 戸 町		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695ヶ月	24.586875ヶ月	19.6695ヶ月	24.586875ヶ月
勤続25年	28.0395ヶ月	33.27075ヶ月	28.0395ヶ月	33.27075ヶ月
勤続35年	39.7575	47.709ヶ月	39.7575	47.709ヶ月
最高限度	47.709ヶ月	47.709ヶ月	47.709ヶ月	47.709ヶ月
その他の 加算措置	①退職時前5年間の職責在級期間に応じ加算措置あり		同 左	
	②45～59歳までの定年前早期退職者には、特別措置として2～45%を加算		同 左	

表10 職員手当の状況

平成31年4月1日現在

扶養手当	配偶者	6,500円
	子（一人につき）	10,000円
	父母等（一人につき）	6,500円
	16歳から22歳までの子の加算額	5,000円
住居手当	持家	7,000円
	借家（最高限度額）	～27,000円
通勤手当	交通用具利用の場合	
	2km以上5km未満	2,000円
	5km以上10km未満	4,200円
	10km以上15km未満	7,100円
	15km以上20km未満	10,000円
20km以上～	12,900円～31,600円	
管理職手当	課長職	39,600円
	課長補佐職	30,600円
寒冷地手当	世帯主 扶養親族がいる	131,900円
	世帯主 扶養親族がいない	72,900円
	上記以外の者	51,700円

※寒冷地手当は年額、寒冷地手当以外は月額

各種手当②

このほか勤務時間外に勤務した場合や特殊な業務などに従事した場合にはそれに応じた手当を支給しており、平成30年度の支給実績については表11、12のとおりです。

表11 時間外勤務手当の状況

(平成30年度一般会計決算)

支給総額	1,933万3千円
職員1人当たり支給額	37万2千円

※選挙費分は除く

表12 特殊勤務手当の状況

(平成30年度一般会計決算)

職員全体に占める手当支給職員の割合	0.0%
支給職員1人当たり平均支給年額	0円
手当の名称	伝染病作業手当 死体取扱業務手当

勤務時間・休暇など

職員の標準的な勤務時間と休日は表13、各種休暇制度については表14のとおりとなっています。なお、平成30年の年次有給休暇の1人当たりの平均取得日数は8.6日でした。

表 1 3 勤務時間・休日

勤務時間	8時30分～17時15分
休日	国民の祝日
	年末年始（12月30日～翌年の1月4日）
週休日	土・日曜日

表 1 4 休暇制度

休暇名	付与日数	概要
年次有給休暇	1年に20日	翌年度に限り20日を限度に繰越が可能です。
病気休暇	連続する90日を超えない期間 (公務上の負傷はこの限りではない)	傷病などで療養の必要があり、勤務しないことがやむをえないと認められた場合の休暇です。
特別休暇	休暇の種類により期間が決められています。	公民権行使等休暇、ボランティア休暇、骨髄移植休暇、産前産後休暇、出産休暇、子の看護休暇、育児時間、夏季休暇、慶弔休暇（結婚、親族の死亡）などがあります。
介護休暇	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	配偶者や父母などの疾病及び老齢等により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合の休暇です。 (無給)
介護時間	連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲 ※上記介護休暇と重複する期間を除く。	

### 職員の分限及び懲戒処分状況

分限処分とは、心身の故障、刑事事件での訴訟など職務が十分に果たせない場合などについて公務能率の維持を目的に行う処分、懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を図るために行う処分です。平成30年度の状況は表15のとおりです。

表 1 5 職員の分限、懲戒処分の状況（平成30年度）

分限処分者数				懲戒処分者数					
降任	免職	休職	計	訓告	戒告	減給	停職	免職	計
—	—	2人	2人	—	—	—	—	—	—

## 服務規律保持のための取組み状況

町民の不信を招くことのないよう倫理保持及び交通安全などについて、職員通知「庁達」により注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

## 退職管理の状況

平成31年3月31日に定年退職した者の再就職の状況は表16のとおりです。

表16 定年退職者の再就職状況 平成31年4月1日現在

区分	退職者	再就職者	再就職先の内訳		
			営利法人	非営利法人	再任用等
課長職	2人	2人	0人	1人	1人

## 職員研修

職員研修については毎年研修計画を定め、国や北海道、管内町村会主催の研修への参加をはじめ、効果的・効率的な研修の実施に努めています。平成30年度の参加状況については表17のとおりです。

表17 職員研修の参加状況（平成30年度）

区分	内 容	参加者数
一般研修	管内町村会主催の一般職員、監督者研修など	16人
特別研修	自治大学校、北海道自治政策研修センター、市町村職員中央研修所などの主催研修など	2人
指定研修	道外視察研修及び他団体主催の講演、接遇研修など	17人
単独研修	町主催の職員研修など	52人
計		87人

## 職員の福祉および利益の保護について

### ○共済制度の概要

共済制度は、職員と家族の生活の安定と福祉の向上のため地方公務員等共済組合法に基づき、北海道市町村職員共済組合が実施主体となり次の事業を実施しています。

- ①短期給付事業 病気やけが、出産、死亡、休業、災害等への給付
- ②長期給付事業 退職後の年金等の給付
- ③福祉事業 保健、貯金、貸付、物資購入事業など

### ○職員厚生事業

職員の福利厚生事業については、置戸町役場職員互助会に委任し、実施しています。本年度交付金の額は30万円で職員1人当たり約2千7百円の交付となっています。

## 特別職などの給料

町長、副町長、教育長の給料は表18のとおりです。

表18 特別職の給料

区分	月額（削減前）	期末手当		
		6月	12月	計
町長	700,000円(875,000円)	2.20ヶ月	2.20ヶ月	4.40ヶ月
副町長	590,000円(690,000円)	2.20ヶ月	2.20ヶ月	4.40ヶ月
教育長	545,000円(600,000円)	2.20ヶ月	2.20ヶ月	4.40ヶ月

令和2年6月まで特別職の給料月額を20%～10%削減しています。